

第1回柔道整復師学校養成施設 カリキュラム等改善検討会	資料2
平成 27 年 12 月 11 日	

ご検討いただきたい事項について（案）

- 総単位数の引上げについて
 - 臨床実習、保険制度の内容等、必要なカリキュラムを追加し、総単位数を引き上げることにについて、どう考えるか。

- 最低履修時間数の設定について
 - 養成施設によって総履修時間数の差が大きいことを踏まえ、最低履修時間数を設定することにについて、どう考えるか。

- 臨床実習の在り方について
 - 臨床実習の単位を追加すること（再掲）、実習施設先の要件等について、どう考えるか。

- 専任教員について
 - 専任教員数を増やすこと、専任教員の要件等についてどう考えるか。

- その他

ご検討いただきたい事項

1. 総単位数の引上げについて
2. 最低履修時間数の設定について
3. 臨床実習の在り方について
4. 専任教員について
5. その他

総単位数の引上げについて

- 柔道整復師学校養成施設の卒業生の臨床能力の低下が指摘されているため、臨床実習(現行1単位以上)を充実するとともに、必要なカリキュラムを追加すべきではないか。
- 健康保険制度に関する理解を促し、過剰施術による不適正な請求を防止するため、受領委任払等の保険請求に係るカリキュラムを盛り込むべきではないか。

(参考1)柔道整復師学校養成施設指定規則(昭和47年文部省・厚生省令第2号)

別表第一

	教育内容	単位数
基礎分野	科学的思考の基盤 人間と生活	14
	小 計	14
専門基礎分野	人体の構造と機能	13
	疾病と傷害	12
	保健医療福祉と柔道整復の理念	7
	小 計	32
専門分野	基礎柔道整復学	9
	臨床柔道整復学	14
	柔道整復実技(臨床実習を含む。)	16
	小 計	39
	合 計	85

(参考2)他職種の状況

履修単位（3年課程）	
97単位	看護師
95単位	診療放射線技師 臨床検査技師
93単位	理学療法士 作業療法士 視能訓練士 臨床工学技士 義肢装具士 言語聴覚士 あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師
86単位	はり師きゅう師
77単位	あん摩マッサージ指圧師

最低履修時間数の設定について

- 平成12年に柔道整復師学校養成施設の教育内容が単位制となったことに伴い、各養成施設においては、45時間と定められている臨床実習を除いて、1単位当たりの時間数が15時間～45時間の範囲で授業を行うこととされた。
- このため、現在、養成施設によって総履修時間数に不均衡が生じている中、特に近年、1単位当たりの時間数を最低時間数とするカリキュラムを組む養成施設が出てきており、柔道整復師の質の向上の観点から、柔道整復師養成施設指導ガイドラインにおいて最低履修時間数を設定すべきではないか。

(参考1) 柔道整復師養成施設指導ガイドライン (抄)

(平成27年3月31日医政発0331第33号厚生労働省医政局長通知)

7 授業に関する事項

- (2) 単位の計算方法については、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、1単位の授業時間数は、講義及び演習については15時間から30時間、実験、実習及び実技については30時間から45時間の範囲で定めること。
- (3) 臨床実習については、1単位を45時間の実習をもって構成すること。

(参考2)

・最低履修時間を設定している職種 (指導ガイドライン)

- ・ 看護師 97単位 3,000時間以上
- ・ 言語聴覚士 93単位 2,835時間以上

- ・ 単位制以前の施行規則上の履修時間数：2,480時間、
- ・ 平成27年度厚労省所管養成施設の履修時間数 (平均) (昼間部) 2283.5時間 (夜間部) 2241.0時間

(参考) 柔道整復師学校養成施設指定規則に定める単位数と最大・最小授業時間数

		単位数	単位当たり時間 (ガイドライン)		最小	最大
基礎分野	科学的思考の基礎	14	15	30	210	420
	人間と社会					
専門基礎分野	人体の構造と機能	13	15	30	195	390
	疾病と傷害	12	15	30	180	360
	保健医療福祉と柔道整復の理念	7	15	30	105	210
専門分野	基礎柔道整復学	9	15	30	135	270
	臨床柔道整復学	14	15	30	210	420
	柔道整復実技(臨床実習を含む)	15	30	45	450	675
		1	45	45	45	45
		85			1,530	2,790

(注) 臨床実習を1単位として算出。

臨床実習の在り方について

- 学校養成施設の卒業生は、柔道整復師の国家資格取得後、直ちに開業することが可能であるが、近年、臨床能力の低下が指摘されているため、臨床実習(現行1単位以上)を拡大すべきではないか。
- また、臨床実習を拡大する場合、養成施設附属の臨床実習施設のみでは臨床実習に必要な十分な症例が集まらないとの指摘があるため、実習先については、原則として附属の実習施設としつつ、一部の实習では、他の施設でも実習を行うことができるようにしてはどうか。
(厚生労働省のガイドライン上では、養成施設附属の臨床実習施設以外での臨床実習を認めていない。)
- 併せて、卒業後直ちに開業する者が多いことから、臨床実習の現場においても保険診療の仕組みを理解させることとしてはどうか。

1. 臨床実習に関する柔道整復師学校養成施設指定規則等の規定

(柔道整復師学校養成施設指定規則)

○第2条第3号 教育の内容は、別表第一に定めるもの以上であること。

別表第一 (第二条関係) (抜粋)

教 育 内 容		単位数
専門分野	柔道整復実技(臨床実習を含む。)	16

○第2条第5号 別表第一教育内容の欄に掲げる各教育内容を教授するのに適当な数の教員を有すること。

○第2条第6号 教員は、別表第二の上欄に掲げる教育内容について、それぞれ同表の下欄に掲げる者であること。

別表第二 (第二条関係) (抜粋)

専門分野	次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの 又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 柔道整復師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者
------	--

※「これと同等以上の知識及び経験を有する者」(柔道整復師養成施設指導ガイドライン)

- ・担当科目を含む分野を専攻する大学の教員(助手については、三年以上の勤務経験を有する者に限る。)
- ・旧改正規則による改正前の指定規則別表第三に規定する柔道整復師教員(旧改正規則施行の際、現に養成施設において教員として勤務しており、かつ、講習会の受講等によりその資質の向上に努めた者に限る。)

(柔道整復師養成施設指導ガイドライン)

○7 授業に関する事項

(3) 臨床実習については、一単位を四五時間の実習をもって構成すること。

○8 実習に関する事項

(1) 一般患者に対する臨床実習の機会を確保し、技術等の向上を図るため、附属の臨床実習施設において臨床実習の教育を行うこと。

(2) 附属の臨床実習施設とは、当該養成施設が教育を目的として設置した施設であって、当該養成施設の教員が直接指導に当たり実習を行う施設をいうこと。

(3) 養成施設以外での実習が行われていないこと。

2. 臨床実習の現状

○厚生労働大臣所管養成施設 臨床実習時間数（養成施設の年次報告（平成27年））

時間数	45時間～	90時間～	180時間～
昼間部	73校 (80.2%)	16校 (17.6%)	2校 (2.2%)
夜間部	46校 (82.1%)	8校 (14.3校)	2校 (3.6%)

専任教員の見直しについて①

○ 総履修単位を85単位から引き上げた場合、単位数に応じた専任教員数とすべきではないか。

○ 柔道整復師学校養成施設の専任教員について

(柔道整復師学校養成施設指定規則)

第2条第7号 教員のうち五人(一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数)以上は、別表第二専門基礎分野の項各号若しくは同表専門分野の項第二号に掲げる者又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者である専任教員(以下「専任教員」という。)であること。ただし、専任教員の数は、当該学校又は養成施設が設置された年度にあつては三人(一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数)、その翌年度にあつては四人(一学年に三十人を超える定員を有する学校又は養成施設にあつては、その超える数が三十人までを増すごとに一を加えた数)とすることができる。

別表第二 (抜粋)

専門基礎分野	次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者 三 柔道整復師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者(保健医療福祉と柔道整復の理念を教授する場合に限る。)
専門分野	次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 柔道整復師の免許を取得してから三年以上実務に従事した後、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者

(参考)他職種の状況

履修単位数(3年課程)		専任教員数
97単位	看護師	8名以上
95単位	診療放射線技師 臨床検査技師	6名以上
93単位	理学療法士・作業療法士 視能訓練士 臨床工学技士 義肢装具士	
	言語聴覚士 あん摩マッサージ指圧師はり師きゅう師	5名以上
86単位	はり師きゅう師	5名以上
77単位	あん摩マッサージ指圧師	5名以上

専任教員の見直しについて②

○ 教員の質を確保するため、専任教員の要件「3年以上実務に従事」の実務従事期間を引き上げるべきではないか。

○ 柔道整復師学校養成施設の専任教員について

(柔道整復師学校養成施設指定規則)

別表第二 (抜粋)

専門基礎分野	次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 教育職員免許法施行規則(昭和二十九年文部省令第二十六号)第六十三条に規定する特別支援学校の理療の教科の普通免許状を有する者 三 柔道整復師の免許を取得してから <u>三年以上実務に従事した後</u> 、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者(保健医療福祉と柔道整復の理念を教授する場合に限る。)
専門分野	次の各号のいずれかに該当する者であつて教育内容に関し相当の経験を有するもの又はこれと同等以上の知識及び経験を有する者 一 医師 二 柔道整復師の免許を取得してから <u>三年以上実務に従事した後</u> 、厚生労働大臣の指定した教員講習会を修了した者

○ 昭和41年までは専任教員の資格要件は、柔道整復師の免許を取得してから5年以上実務に従事した後厚生大臣の指定する講習会を修了した者であることとされていたが、同年の省令改正において、柔道整復師養成施設の教員の不足という事態に対処するための応急策として、実務従事年数3年以上に短縮された。※あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師及び柔道整復師に係る学校養成施設認定規則の一部を改正する省令(昭和40年文部・厚生省令第1号)